

地域未来投資促進法 同意基本計画で設定する
重点促進区域及び工場立地特例対象区域



※上記の工業団地では、緑地率の軽減など工場立地法の特例が受けられます。

記号	工業団地	主な立地企業
A	今立工業団地	ナカヤ化学産業(株)、グリーンメタルズ(株)、忠央容器(株)、(株)ダイエイ
B	王子保工業団地	(株)TOP、(株)松浦機械製作所、武生特殊鋼材(株)
C	大虫工業団地	(株)福井村田製作所、ハッピー化学工業(株)
D	池ノ上工業団地	(株)アイシン福井、ゼットクリエイト(株)、信越化学工業(株) 武生工場 池ノ上分工場
E	信越化学工業一帯	信越化学工業(株)、信越半導体(株)、信越石英(株)、日信化学工業(株)
F	北日野工業団地	(株)ユーカリ工業、(株)マルジン
G	味真野工業団地	レンゴー(株)武生工場、柳井化学工業(株)

【工場立地特例対象区域における工場立地法の特例措置】

地域経済けん引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場は、工場立地法の規定する「特定工場」となり、敷地内に一定の緑地等を設ける必要がありますが、この特例措置により上記エリアにおいては法定の緑地面積率等が緩和されます。

法定基準		▶	特例措置
緑地面積率	20%		15%
環境施設面積率 (緑地含む)	25%		20%